

第百八十六回国
参議院
総務委員会
會議録
第一号

平成二十六年二月七日(金曜日)

午後一時開会

委員氏名

委員長 山本 香苗君
理事 二之湯 智君
理事 丸川 珠代君
理事 吉川 沙織君
理事 若松 謙維君
理事 渡辺美知太郎君
理事 井原 巧君
理事 石井 正弘君
理事 磯崎 陽輔君
理事 小泉 昭男君
理事 島田 三郎君
理事 関口 昌一君
理事 柘植 芳文君
理事 堂故 茂君
理事 藤川 政人君
理事 石上 俊雄君
理事 江崎 孝君
理事 難波 奨二君
理事 林 久美子君
理事 藤末 健三君
理事 寺田 典城君
理事 吉良よし子君
理事 片山虎之助君
理事 又市 征治君
理事 主演 了君

二月七日

辞任

藤末 健三君

補欠選任

牧山ひろえ君

出席者は左のとおり。

委員長

山本 香苗君

理事

二之湯 智君

丸川 珠代君

吉川 沙織君

若松 謙維君

渡辺美知太郎君

委員

井原 巧君

石井 正弘君

磯崎 陽輔君

島田 三郎君

関口 昌一君

柘植 芳文君

堂故 茂君

藤川 政人君

石上 俊雄君

江崎 孝君

難波 奨二君

林 久美子君

牧山ひろえ君

薬師寺みちよ君

吉良よし子君

片山虎之助君

又市 征治君

主演 了君

国務大臣

総務大臣

新藤 義孝君

副大臣

新藤 義孝君

を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、小泉昭男君及び寺田典城君が委員を辞任され、その補欠として舞立昇治君及び薬師寺みちよさんが選任されました。

○委員長(山本香苗君) 国政調査に関する件についてお諮りいたします。

本委員会は、今期国会におきましても、行政制度、公務員制度、地方行政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行いたいと思存しますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山本香苗君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山本香苗君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

地方交付税法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、内閣府政策統括官日原洋文君外六名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山本香苗君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山本香苗君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

地方交付税法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、日本放送協会会長榎井勝人君外一名を参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

委員の異動

二月六日

辞任

小泉 昭男君
寺田 典城君

補欠選任

舞立 昇治君
薬師寺みちよ君

○委員長（山本香苗君）　御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山本香苗君) 地方交付税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。新藤総務大臣。

○國務大臣(新藤義孝君) 地方交付税法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

東日本大震災に係る復興事業等の実施のための特別の財政需要に対応するために震災復興特別交付税に要する額についての財源措置を講ずる必要があります。このため、平成二十三年度の第三次補正予算で地方交付税の総額に加算した震災復興特別交付税のうち、東日本大震災に係る復興事業等の実施状況により平成二十四年度に繰り越し、同年度の決算において不用となった金額について、地方交付税の総額から減額するとともに、平成二十五年度分の地方交付税の総額の特例として五百七十四億円を地方交付税の総額に加算することとしております。

次に今回の補正予算により、震災復興特別交付税に要する額の加算のほか、平成二十五年度分の地方交付税が一兆千六百八億円増加することになります。このうち普通交付税の調整額の復活に要する額二百五十九億円を交付するほか、残余の額一兆千三百四十九億円を平成二十六年度分の地方交付税の総額に加算をして、同年度に交付することができるとしております。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いをいたします。

○委員長（山本香苗君）　以上で趣旨説明の聴取は
終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○堂故茂君 議案に賛成する立場から質問をさせ

いただきます。

富山の堂故茂です。大変珍しい名前でありまして、どう書くんですかと、いつも説明に困ります。食堂の堂に交通事故の故をイメージしていただくと分かるかと思います。先日、総務省の担当の方から音読みだとドコモさんですねと言われまして、名付けていただきました。ありがとうございます。

寒ブリの町、氷見市の市長をいたしておりました。市長としての思い出、何といつても苦い思い出は三位一体の改革であります。財政力の弱い自治体にとって、市政の見通しが立てられないぐらい交付税の大幅な減額でありました。やむなく市民病院の公設民営化など大変な行革を断行せざるを得ませんでした。自治労との厳しい交渉もありました。その折、又市先生から大変なお叱りもいただきました。市長がそうって当時の財務大臣に、こんなに交付税が減額されるのは余りに理不尽ではないか、陳情申し上げましたが、君らが地方分権などと大騒ぎするからだよと、ばっさりでした。何大臣かは申し上げませんけれども。

三位一体改革に見られたような、このような国と地方の關係は、決して過ぎ去ってしまった過去のことではないと思っています。地方の固有の財源であるはずの償却資産を国の経済対策にという議論が様々な角度からなされております。

そこで、地方の財政を心配し、地方交付税をしっかりと守っておられる新藤大臣に、三位一体改革とは何だったのか、まずお聞きたいと思います。

○国務大臣(新藤義孝君) まず、地方の自治、まさに先頭に立って地域で実践をされていた堂故委員に対して、長年の地方自治への御活躍、御功勞には敬意を表したいと思います。そして今回、国政で、この総務委員会で、これまでの経験を、フルにこの知見を活用されながら素晴らしい活動とされることを期待したいというふうに思います。

そして、ただいまのこの三位一体の改革であります。本^に日本が変^わつていくという意味に

おいては象徴的なことでもありました。税源の移譲とともに自主財源の強化、そして補助金改革による地方の自由度の拡大、こういった意味で、やはり地方分権が意識が強まったという意味においては私は象徴的だと思っています。

しかし一方で、今お話がありましたように、地方交付税の削減が急激に行われていた。それは地方の財政需要の見方を大きく変えたという意味で結果そのようになったわけですが、これが、地方自治の関係者は異口同音にあれば厳しかったと、こういうことを私も聞かされております。また、私もそうに感じているところがあります。

我々に、もとより地方の自由度を上げながら安定的な財政運営とそして自治が確立できるような、こういつたことのために不断の改革を進めなければいけないわけでありますから、この精神は受け継ぎながら、しかし、やはり受入れ可能であつて、また先に希望が持てる地方自治の運営というものを心掛けなければならないというふうに思います。

そのときの大臣がどのようにお感じだったかは、今まだ元気で御活躍でございますので、直接お尋ねいただけると、また更にそのときのお話が聞けるんじゃないかと、このように思います。

○堂故茂君　　ありがとうございます。また別の機会に聞かしていただきたいと思います。

自治体にとって、普通交付税も大事でありますけれども、特別交付税の存在、大事だと考えてきました。総務省、災害や特別の行政需要について自治体の実態をよく把握してくれているなど実感してきました。特別交付税の確保について大臣の考えを聞きたいと思います。

○国務大臣(新藤義孝君) 特別交付税は、これは普通交付税の基準財政需要額の算定方法では捕捉されなかつた特別の財政需要がある、そういうたことなどの特別の事情を考慮して交付をするものでございます。地方バスですとか離島航路維持、地域偏在がある財政需要、それから特に災

害、この場合、この時期ですと雪害でござい
ます。こういったものに対して、緊急の財政需要に
対する措置として非常に重要な役割を果たしてい
ると、このように思います。

特にこのところで、この特別交付税の交付税総額における割合をより増やした状態でそういう規定をしておりましたから、これを我々とすれば維持する地方交付税法の一部を改正する法律案を本日、国会に提出をさせていただきました。もとより、この役割をしつかり果たすためにも必要な財源枠を維持しながら、そしてお役に立てるように取り組んでまいりたいと、このように思っています。

○堂故茂君　　ありがとうございます。よろしくお願ひします。

今冬期、北日本を中心に、二月五日現在、死者四十五名、負傷者五百七十名を超える大雪となっております。自治体の除排雪費用や灯油購入助成などにおいて特別交付税でしっかりと対応していただきたいと思っています。佐藤局長のちよつとお考えを聞かせていただきたいと思います。

○政府参考人(佐藤文俊君)　まず、除排雪の経費でございますが、これは普通交付税の基準財政需要額の算定において標準的な所要額を措置しております。その上で、除排雪は年によつて大きな変動があるものですから、できる限り実態を反映するようにしております。具体的には、当該年度に実際に必要となる額を把握した上で、その額が普通交付税で措置した額を超える場合には、これを三月分の特別交付税で手当てをするということにしております。今年もそうしてまいります。

それから、灯油価格が高騰するなどして、低所得者に対して灯油購入費の助成などをする団体も増えてこようかと思ひます。これについては現在調査を行つておりまして、これから実情をよく把握した上で必要な措置を検討したいと考えております。

○堂故茂君 よろしく願います。
最後の質問ですけれども、ICTの活用は日

本再生の切り札と言われながらも、自治体担当させていただいております。住民基本台帳やそれからカードの普及、なかなかなされませんでした。行政分野について日本の社会は後れを取ってきたと言わざるを得ないと思います。

マイナンバー制度のスタートを機に、今度こそ本腰を入れて自治体のICT化を進め、さらには国民に見えやすい魅力あるICT社会の実現、行政の効率を図っていく必要があると思いますけれども、総務省としてどのように取り組んでいくのか、お聞きしたいと思います。

○政府参考人(関博之君) お答えいたします。

総務省では、今お話がありましたように、地方公共団体におきます、まず、より便利で利用者負担の少ない行政サービス、それから徹底したコストカットと効率的な行政運営、さらには災害やセキュリティに強い行政基盤、こういうものを推進するために、情報システムのクラウド化を始めとする電子行政の推進、今お話にありましたICT化の加速を進めていきたいと考えているところでございます。

特に、情報システムのクラウド化でございますけれども、今お話がありましたように、今般番号制度が導入されますので、それを契機といたしまして、今まさに強力に推進していこうということで、新藤大臣の御指示の下に昨年末に省内で横断的なチームをつくって取組を進めていきたいと考えております。

このクラウド化でございますが、例えば神奈川県内の全町村が共同で取り組みましたところ、関係経費が三割削減できたという事例もございまして、行政運営の効率化にも大変有意義である、有効であるということから、地方公共団体に対する財政支援も拡充して一層の推進を図ってまいりたいと考えております。

また、あわせまして、平成十九年三月以来改定されていない地方公共団体の電子自治体の取組に関する指針というものを全面改定していきたいというところで作業を進めております。年度内にも地

方公共団体にお示しいたいと考えております。

いずれにしましても、こういう指針あるいは取組を進めまして、地方公共団体のクラウド化の導入促進、それから住民利便性の向上、セキュリティ対策等の体制整備等の取組を支援して、またフォローアップも併せてしていきたいと考えているところでございます。

○堂故茂君 以上で終わります。

○委員長(山本香苗君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、藤末健三君が委員を辞任され、その補欠として牧山ひろえさんが選任されました。

○江崎孝君 どうも、大臣始め総務省の皆さんには日頃から大変お世話になっております。この場を借りてお礼を申し上げます。一人だけ四十五分時間をいただきましたので、お付き合いいただきたいと存じます。

せんだつての代表質問は、大臣、ありがとうございます。その件に関してまず質問をさせていただきます。御承知のとおり、NHKの会長、関係者の方々の発言が注目を集めております。所管の大臣として頭の痛い毎日ではないかと思っております。NHKの放送姿勢の在り方と政権との関係を改めて整理をして、公共放送の公平性を深化させる機会にしなければならぬと実は思います。

その観点に立つて改めて質問をさせていただきましますけれども、三十日の代表質問について、私は、会長の、領土問題については明確に日本の立場を主張するのは当然のこと、政府が右と言うことを左と言うわけにはいかなないというこの発言に関して質問をさせていただきまします。

放送法は公平性を定めておりまして、NHKの国際番組基準は、公的見解と世論の動向を正しく伝える、ニュースは事実を客観的に取り扱い、真

実を伝えると、こういうふうになっています。

これからすると、さきの発言を見ると、会長は少し考え違いをしておられるのではないかと、このように思います。公共放送と政府との関係に認識不足がうかがえるとの発言と私は考えたからであります。しかし大臣は、新聞報道によりまして、公正中立性の面で問題にはならないという見解を示されました。

公共放送を所管する大臣としての見識を三十日の代表質問にはお伺いをいたしました。大臣はそのとき、放送法と国際放送番組の編集について、番組基準においてはということでのその中の定義を述べられて、NHKにおいてもこれらの定めを遵守し、放送を行っていただくことを期待しているわけでありまして、このように述べられまして、実は私からすると、少々私への回答にはお答えいただけなかつたんじゃないかと、このように実は思った次第であります。

政府が右と言っていることを左だとうそをつくことは放送法や番組基準違反など、これは当たり前前のことなんでしょう。榎井会長が、これまでのNHKが政府が右と言っていることをあえて左と伝えていると感じておられるのかもしれない。あるいは、政府が右と言えれば直ちに右と伝えるべきと思っておられるかもしれない。いずれにしても、御本人の公平性、不偏不党の考え方に疑義が生じます。

また、NHKは政府の立場を主張する報道機関でないことは明白なんでしょう。会長は公共放送の使命を勘違いされている、私はそう感じたわけでありまして、NHKは政府広報機関ではありませぬ。公共放送と政府広報機関の区別が、榎井会長自身、少々曖昧なのではないでしょうか。

改めてこの会長の発言に関して、今の私の意見も踏まえて、もう一度大臣の御見解をお聞きしたいと思えます。

○国務大臣(新藤義孝君) まず、私は、放送機関のトップが行った個別の発言について、政府としてこれをコメントすべきではないと、このように

思っております。

それから、今委員が冒頭におっしゃった、これは深化するとか、いろいろ放送と政府の関係をとのお話されましたが、私はこれは変える必要はないし、これまでのように自由に、自律性を持って報道機関としての職責を果たしていただく、さらに、公共放送としての使命を忠実に果たしていただく。この政府とNHKの関係は何ら変わるものはないし、私はそれに対して何も変更しようとするつもりもございません。

それから、このNHKの新会長の発言については、今いろいろな機会でも御質問があり、答弁されておりますが、個人的見解に関することは、それは会長としての会見である公の場で話すべきではなかつた反省をし、謝罪をし、その私的な見解に係るものについては全てを取り消しますと、こういうことで整理されているわけでありまして。御本人がそうおっしゃっております。ですから、その段階でこの発言の自身がいいか悪いか、私はそもそもが放送機関のトップのコメントに私がそれをコメントする必要はないと、このように思っているわけでありましても、NHK自身が、私的な見解については会長会見の場で話すべきことではないから、謝罪をし、取り消してほしいと、こういうことでありますから、それは今何の問題も発生していないということでもあります。

委員が私に対しての質問の場でお答えしましたのは、NHKは国際番組の放送基準において、政府の公的見解並びに世論の動向を正しく伝えること等が規定されていると、この範囲で、政府が右か左を変えるのではなくて、日本国政府としての公的見解は伝えることは、これは国際番組の基準としてそのようなことがございます。それは昭和三十四年だったと思えますけれども、そこからずっと変わらなかつたという項目があつて、NHKはそれをやつていただいていると、こういうことだということを申し上げたわけでございます。

○江崎孝君 深化をすると言ったのは、やはり国民の公共放送に対する信頼が揺らいでいると私は

おります。これが減額をされました。これは二十四年度で使用されなかった分だと承知をしておりますけれども、一体なぜこのような不用額が生じたのか、まずその理由を説明していただきたいと思っております。

○国務大臣(新藤義孝君) この二十三年度第三次補正予算に計上した震災復興特別交付税一兆六千六百三十五億円、これによって、この復旧復興事業の実施状況によって交付したわけであります。しかし、地域における合意形成の遅れ、それからまちづくり関係事業が進んでいないと、こういった事業実施の遅れなどにより交付額が予定額より少なかつたために平成二十四年度決算においてこの不用が生じたことになったと、こういうことでございます。

○江崎孝君 今、大臣説明いただいたとおり、事業の進捗がなかなかうまく進まなかったということなんですけれども。

この不用額としての処理ですけれども、これ減額したことによって今後の復旧復興事業に支障を来すということをやったり一番心配されていまして、そのことに対して、支障を来すことではないということでしょうか。大臣の御見解をいただきます。

○国務大臣(新藤義孝君) 震災復興特別交付税は、特別会計に関する法律によって翌年度にのみ繰り越すことができるということでありまして、ですから、二十三年度の補正予算は、二十三年度に交付するのと、二十四年度に繰り越して交付したんです。それでもまだ不用が生じたものについて今回この処理をするということであります。

そして、それは、この震災復興特交は、そのとき必要に応じて改めて予算に計上するということであります。ですから、被災団体の復旧復興事業に支障が生じないように取り組むのは当然でありますし、私たちはそのようにしてまいります。

○江崎孝君 ありがとうございます。支障はないということで安心をいたします。私も地元を回っていますと、住民の皆さんが将

来のまちづくりをどうするかということは結構時間が掛かることであります。丁寧に合意形成を図る必要がある。当然、一定の時間が事業に要することはやむを得ないと思えます。しかし、事業の進捗を進めるというのは、これは努力が必要でしよう。ただ、さっき言ったように、職員の不足や入札不調などいろいろな問題が起きていますから、困難の中で現場は努力しています。是非、被災自治体の立場に立った予算の措置、確保も今後とも是非お願いをしたいと思えます。

続いて、レビューの問題ですけれども、秋のレビューで無駄判定をされて二十六年度予算には盛り込まれず、二十五年年度補正予算で復活している部分が総務省補正予算の中に多く見られます。例えばビッグデータの活用促進、これ概要要求では十一億円ありました。災害に強いG空間シティ構築、これも二十四億円ありました。ICTを活用した街づくりの実証事業、これも十八億円ありまして、この三事業は来年度予算でゼロ査定になっていきます。しかし、補正予算で復活をしている。

これは、実証事業ですが、恐らく財務省からは普及の見込みが立てられない事業としてレビューではばつざりと切られた予算だろうと承知をしておりますけれども、それがなぜ補正で復活したのか、これは大臣からは是非説明をお聞きしたいと思えます。

○国務大臣(新藤義孝君) これは、御指摘いただきましたように、ICTの高度利活用の促進に関する事業については、昨年の八月、平成二十六年度の概算要求を行った事業です。しかし、昨年の十一月の行政改革推進会議が行いました秋の事業レビューにおきまして、普及の見込みの立てられない事業については実証実験をしないべきではないかと、こういう御指摘をいただいたんです。しかしそのときに、あわせて、具体的な普及のためのプロセスを明確にすべきではないかと、だから普及の展開を見据えたものにすべきだと、こういう御指摘もいただいたわけでありまして。

それを踏まえまして、私たちといたしましては、新規のプロジェクトはですから入れないで、今やっている実証プロジェクト、既に二十六事業ございますが、その実証プロジェクトに対して普及展開を見据えたものに限定をします。そして、今の事業を更に進める上で必要なもの、有効なもの、こういったものを補正で要求をしたということとであります。まあそういう趣旨です。詳しいことが更にと言うならば、まだ幾つかの例はございます。

○江崎孝君 財務省の方にも伺ったんですけれども、同じように、具体的なプロセスというのを示されたという話をしていました。

それで、せっかくですから、これちよつと通告はなかつたんですけれども、具体的にどういうのがあるのかどうか、どなたか説明できる方いらっしゃいますか、よろしいですか。

○国務大臣(新藤義孝君) 例えばこのビッグデータ、オープンデータの活用、これは二六ではゼロになっていきます。しかし、補正によって、伝統工芸技術の保存、伝承、それから住宅の高付加価値化、そういう分野は見送りました。しかし、社会的課題解決が大きい農業の生産性向上、それから社会インフラの維持管理、こういった分野でのビッグデータ、オープンデータの活用推進とここは限定をして、そしてそれは展開の見込みがあるということと要求をして計上されたということとあります。

それから今のICTを活用した新たな街づくりにつきましても、これは特定の自治体の業務効率化等にとどまる実証はやらないと。その代わり、今やっている事業の中の共通的な技術仕様をまとめてICTの街づくりモデルをその次の段階に進めていく、そういう実現の取組に限定をして実施をしたということとあります。

それから、この仕事、このお金を使うに当たっては、事業ごとに外部の有識者によるチェックをし、その進捗やその先の中身を審査していただいた上で厳格に執行していこうと、こういう工夫を

させていただいております。

○江崎孝君 再度復活した事業ですから、是非実のある内容にしていきたいということを改めてお願いをしておきます。

続いて、地域の元気づくりについてなんですけれども、昨年の臨時国会において大臣とちよつと議論させていただきまして、その際、徳島の上勝町の葉っぱビジネスなどの紹介をさせていただきました。大臣はそのとき、取組に必要な財源を確保する、併せて自分たちで資金を調達する努力も必要であつて、地域経済のイノベーションサイクルを構築して、地域金融機関の資金も活用して事業を進めていくと、このようにおっしゃったと存じております。実際、ホームページを見ると、前後しますけれども、車座ふるさとトークとかで現地視察も行われているようですし、上勝にも行かれています。写真を見せていただきました。

さて、その実践の一つが私は地域経済循環創造事業交付金ではないかというふうに考えるんですけれども、いわゆる産学金官、そして地域の連携、この仕掛け人が総務大臣を本部長とする地域の元気創造本部だということだろうと思えます。確かに、私もこれ見させていただきました。座間市のひまわり豚のブランド化とか、これちよつと僕分かんがなかつたんですけれども、青森市ではナマコを使った靴下を作ったり化粧品をやるというユニークな事業が立ち上がっています。ちよつとその内容を見ても、非常に地域の魅力を感じるわけですよ。

ただ、今回の補正で、本予算は十五億円ぐらいたしか組まれていると思うんですけれども、今年、三十億円です。補正予算が。今年度の補正予算が予算の倍なんです。これなど金額本予算でよかつたのではないのかと実は思うんです。なぜこのように補正予算で膨れ上がったんですか。これは地域力創造審議官の方でいいんですかね。

○政府参考人(関博之君) お答えいたします。今のお話ございました地域経済循環創造事業交

付金でございますが、具体的な事例もお述べいただきます。産学金旨、一緒になってラウンドテーブルをつくって事業を進めていこう、それによって雇用を興そうというものでございます。今回の補正予算は三十億円計上しております。

これは、既に昨年の六月、七月辺りから地方公共団体の担当者と地域の金融機関の担当者、一緒になって我々説明をしたり意見交換をしたりずっとしてきておりまして、かなり各地域で、昨年は乗り遅れたけれども今年は是非やりたいという、あるいは早くそういうものが予算措置できれば手を挙げたいという御意見の御要望もいただいておりますので、今回はこの補正予算でできるだけ早くこの事業について交付決定をして地域の方にその推進を図っていただきたいという思いを込めまして、補正予算の方の額が大きいということで考えているところでございます。

○江崎孝君 多分そういう答えいただくだろうと思っておりますけれども、余りにも大きい。それで、年度内消化は多分できない、当初から、私は想像せざるを得ないんですけれども、年度内支出の見通しは実は立っているのかどうか、これを聞きたいということ、仮にできなかった場合というのはどうするおつもりですか。

○政府参考人(関博之君) お話の、年度内に実際にお金が行くかどうかは、これは私ども、これ自治体の方がその事業者にお金を出したことに對して交付金を行いますので、そこは時期のずれは若干あるかもしれませんが、私どもとしましては年度内に交付決定をしたいということで、もう既に需要調査も昨日の補正予算の成立を受けて始めました。具体的な事業の募集、審査を経て年度内に交付決定を行いたいということで作業を進めてまいりたいと考えております。

○国務大臣(新藤義孝君) ちょっといいですか。○委員長(山本香苗君) 新藤総務大臣。○国務大臣(新藤義孝君) ありがとうございます。これは、今、江崎議員は非常に総務省の予算の

根本的な問題を御指摘いただいているんであります。私たちとすれば、きちんとニーズをつかんで、地域でやれる仕事を、しかも自立的に持続可能性を持つてできる仕事を、プロジェクトをつくってききました。結果として、今やっている事業は国の交付金が二十一億です。だけれども、同じ事業に地域の金融機関が約二十三億円の融資を受けているんです。ですから、既に投資効果は倍なんです。

かつ、これは、金融機関には十年以上にわたってお金を返すことを前提に事業を組んでいる。ですから、採算、利益を出してお金を返す当てがあり、かつ税金を払いながら続けていける仕事を我々は認定をしているんです。大体年間で二億から三億ぐらいの税収が入ってきます。私たち国の出した二十一億円は十年で回収できる、そういうビジネスモデルなんです。しかも、私たち国は一度しか出しませんが、あとずっと何年にもわたって自立的に自分たちで地域のお金を使いながらやっていっていただくと、こういうことなんです。

ところが、今まで総務省というのは、申請があつて、そして交付税に代表されるように、皆さんがやりたいものを申請が来るとそれに配分をしている。自前で、自分たちが地域に入っている事業をやるという予算がございません。だから、概算なり当初の予算で額を要求しようとする、前年度の当初が枠となつて、それに対するシーリングになるから増やせないんです。事業のニーズがたくさんあるのに枠がないから、だから事業実績をきちんとつくと、私は、この総務省が自らも、配るだけじゃなくて自分たちでちゃんと事業の目利きをして、そして地域の活性化の仕事をお手伝いしよう、というアグレッシブな役割にしようじゃないかと、こういうことで地域の元氣創造本部をつくってききました。

これは、ですから、巨額とおっしゃっていますけど、もつとたくさんニーズはあるんです。で

も、財政上用意できた枠の中でこれが目いっぱいということ、実績を上げればもつとそれを拡大することによって私は多様性のある地域の自立が維持できると、このことを期待しております。是非そこを御理解いただけると有り難いと思います。

○江崎孝君 私は、全くそれは同感であります。ですから、本来ならば補正予算ではなくて本予算ですっきりと付けるべきものではないのかなというのを改めて指摘をさせていただいて、評判の良い事業だというふうに向つております。自治体がしっかりと計画をして事業実施できるように、予算支出には十分配慮をいただくように、心からお願いを申し上げます。

さて、地域の元氣をつくっていくということの重要性というのは、もう本当に今のお話どおり同感ですけれども、一方で厳しい過疎地域という問題があります。地域の元氣の前の、医療や生活交通など生活機能を維持するのものが大変だということが続々今出てきているのも、これ大臣御承知のとおりだと思います。安倍総理は施政方針演説で、ふるさとの再生こそが日本の元氣につながると、こうおっしゃいました。こういった過疎の自治体を支援することも大切な国の責務だろうと思ひます。

平成二十二年の過疎法改正の際の附帯決議を踏まえて、私もこのときにいたんですけれども、現在、過疎法の見直し、そして今現在見直しが進められております、各党間で協議を進めています。前回の法改正では、過疎債をハードだけでなく地域づくりや生活機能の確保といったソフト事業にも活用できるようにしようということで、幅を

実は広げております。この対策は非常にうまくいっているというふうな、地元からも評判の良いというふうに聞いております。さて、その過疎債なんですけれども、過疎債のソフト分についてですけれども、これまでの活用状況というのは一体どうなっているのか、これ自治財政局長になるんですかね、よろしく願ひし

ます。○政府参考人(佐藤文俊君) 過疎債ソフト分の発行状況ですが、これ平成二十二年から始まっております。平成二十二年度は三百七十九億円、平成二十三年度が四百五十八億円、平成二十四年度が五百六十六億円となつておりまして、年々この額が増加してきております。二十四年度でいいますと、発行限度額がありますが、それに対して約八割弱ぐらいの発行になつております。

○江崎孝君 今おっしゃったとおり、毎年発行額が増加をしているということですから、非常に期待されている事業だろうというふうな思いです。是非頑張つていただきたいんですけれども、地域医療の確保や生活交通の確保、集落の維持活性化など、住民生活に役立つきめ細かな事業に活用されている、これは地元からもそう伺つております。

まあ余り持ち上げるわけじゃありませんけれども、これこそ安倍総理の言う瑞穂の国の資本主義、私はずっとこの言葉が頭の中にこびりついているんですけれども、瑞穂の国の資本主義的なお金の使い方がいいかなとちょっと思うんですが、是非、今後とも効果的な事業が進むように自治体への効果的な情報提供を是非お願いをしたいと思ひます。何かありますか。

○国務大臣(新藤義孝君) まさにそのとおりであります。とてもニーズが高いです。自由に使えるお金を増やしてあげることが非常に重要だと、このように思ひますし、そのための予算でございますから、御賛同いただいているとするならば是非賛成をお願いしたい、このように思ひます。

○江崎孝君 ありがとうございます。残念ながら、昨日反対をしましたけれども、申し訳ありません。中身においてはただ様々な問題があつたということでございまして、ちょっとその先の話を実は伺いたいんですけれども、過疎地においても合併できなかったような小さな規模の町村が全国に多数ありますね。これは御承知のとおりだと思います。そういうところが苦

しんでいるわけですが、財政状況が厳しいことによって職員も相当減らしています。ですから、こういう新しい過疎債のソフト分みたいな新しい効率的な事業があったとしても、なかなかそこに手が回らないという事実もこれはあります。正直なところ、これをどういうふうに改善していくかというところは、これは地方分権あるいは人員の配置の問題も考えていかなければならないと思うんですけれども、一方で、基礎自治体による行政サービス提供に関する研究会の報告も出たようでもあります。

これに合わせて地方自治法を改正する考え方だというふうに聞いていますけれども、地方分権の姿をどのように描いているのか、これからですね、そういう過疎の本当に小さなところに対するサポートも含めて地方分権の姿をどのように描いているのか。今言ったように、過疎自治体の自立をどのようにサポートしようとしておられるのか、これは関口副大臣でしょうか、お願いします。

○副大臣 関口昌一君 今、江崎議員の御指摘のとおりでありまして、研究会でもいろいろ御指摘をいただいております。

原則的に言えば、市町村優先の原則を考えると、市町村間で連携を取って取り組むということが原則であるのですが、しかしながら、条件的に例えば中核市から距離が大分離れている地域とか、そうしたさらに財政的な課題を持つ市町村に対して、連携をする条件の中で都道府県が間に入って連携をするような考え方もあります。

これは、今お話しいただきましたとおり、連携の手法としては、地方自治法上に新たな位置付けが予定されております連携協約の活用が考えられております。現実に、鳥取県では消費者相談や職員研修、これは県と市町村が連携して行っておりますし、高知県におきましては県の職員が市町村の役場に駐在して地域の活性化に取り組んでいるような例がございます。これをまた具体的に二十六年年度のモデル事業として、例えば社会福祉関連

業務やインフラ維持に関する業務と、さらには地域振興等の企画部門の業務について連携協約の中に書き込んで、それをひとつ調査委託しようというふうな一ツ二十六年度の計画もございいます。とにかく、先生御指摘いただいたように、地域の実情に応じてしっかりと対応するように頑張っていきたいと思っております。

○江崎孝君 結構これ、今までの自治の在り方を大きく変えるとは言いませぬけれども、様々な関係が新たに出来るような状況になると思いますが、是非、県とそういう基礎自治体の関係、あるいは中核拠点都市とおっしゃいましたか、だったか、中核都市、そういうそれぞれの連携が本当に機能的にうまくいくように是非そうしていただきたいし、それでさらに地方分権、権限と財源が移譲していくような、そういうところを是非大臣のお力で進めていただきたいなというふうに思います。是非、自治体の職員のことも考えていただきますように心からお願いを申し上げます。

何回も私は話をしているんですけども、平成二十八年の五月までもうあと何年かしかありませんが、全自治体が消防行政、消防救急デジタルの関係なんですけれども、これがデジタルに移行しなさいいけないというのを決めました。消防協会や国が先行して決めたようないきさつが僕はあるように思いますけれども、予算措置を行う自治体にとってはこれは驚きだったわけですね。それを自治体でどうやってやっていくか。莫大な費用が掛かりますから、当然これは国の支援が必要というふうにも私も何回も指摘してきました。

そこで、デジタルへの移行ですけれども、進捗状況はいかがでしょう。○政府参考人(市橋保彦君) 進捗状況についてでございますけれども、全国の消防本部におきまして整備状況、現時点で私どもが把握しているところでは、平成二十五年年度末で整備済みの割合は三〇・四％、消防本部にしまして二百三十四本部、これに着手済みの消防本部を加えた場合には

六四・七％、四百九十八本部となる見込みでございます。

○江崎孝君 大臣、今お話聞かれたように、相当まだ残っているんですよ。

そこで、改めて、今回の補正の予算配分の状況、そして今後の見通し、支援策、お伺いしたいと思っております。

○政府参考人(市橋保彦君) 平成二十五年年度の補正予算におきましては、消防救急デジタル無線の整備促進のために緊急消防援助隊設備整備費補助金として二十億円を措置したところでございまして、これにつきましては、現時点で十七団体程度に交付する予定でございまして。

今後でございますけれども、今後とも、緊急消防援助隊設備整備費補助金や電波利用料を財源とした周波数有効利用促進事業、それから緊急防災・減災事業を始めとする地方財政措置を最大限活用することによりまして、平成二十八年五月末の移行期限までに全国の消防本部で確実に消防救急デジタル無線の整備が終了するように取り組んでまいりたいと考えております。

○江崎孝君 是非、これは本當にきついことだと思います。平成二十八年の五月までという話です。ですから、自治体も努力するかもしれませんが、どうしても、やっぱりそれは、国のバックアップというのは絶対必要ですから、是非強い支援策をお願いを、再度要請をしておきます。

あわせて、昨年ですが、消防団を中核とした地域防災力の強化に関する法律が成立をいたしました。もう大臣も御承知のとおりだと思いますけれども、法律では消防団の活動の充実強化のための施策の実施を国の責務としています。

大規模災害への対応もある中で、消防団は地域防災の要であることはもう御承知のとおりです。しかし、私も地元を見ているとそうなんですけれども、団装備や団員の処遇改善が進んでいないという現実もあります。命を懸けてやらないといけないという反面、そういう状況にあります。実は、我が民主党も消防団支援議員連盟を立

ち上げてまして、私もその会長代行として頑張っておるんですけれども。

さて、お伺いします。消防庁の消防団充実強化対策本部を設置して対策を強化する予定ですが、法成立後初めての予算編成が今回の補正予算でありますので、装備充実の強化の対応はどういうふうになっているのか、お伺いします。

○政府参考人(市橋保彦君) お答えいたします。消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律を受けまして、平成二十五年年度の補正予算では、大規模災害時の地域的な防災力の強化を図るために、消防団に対しては救助資機材を搭載した消防ポンプ自動車や無償貸付けし、訓練を実施するための予算三十億円を計上しているところでございます。

また、消防団の報酬、手当につきましては交付税措置を講じているところでございますが、その実績は交付税額を下回るという状況になっております。そのため、報酬、手当の金額が低い市町村に対して個別具体的に単価の引上げを要請しているところでございます。また、退職報償金、これにつきましましては、政令を改正いたしまして、平成二十六年四月から全階級で一律五万円の引上げを図ることとしております。

次に、装備の関係、消防団の装備についてでございますけれども、ライフジャケットや安全靴などの安全確保対策、それからチェーンソーや油圧ジャッキ等の救助用資機材、またトランシーバー等の通信機器などの充実を図るために平成二十六年年度の地方交付税措置を拡充することとしておりまして、各消防団においてこれらの装備の充実が図られるよう働きかけてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○江崎孝君 この後に団員の処遇改善を質問する予定でしたが、全部おっしゃったのでもう終わりますが、ポンプ車が結構大きいんですね。だから、これだけじゃやっぱりないので、是非、今後とも計画的に装備の充実を図っていただきますことを心からお願ひ申し上げまして挨拶に、あ

あ、挨拶じゃありません、質問に代えさせていただきます。申し訳ございません、どうも。

○若松謙維君 公明党の若松謙維です。

まず、新藤大臣、インフルエンザからの、そんなに悪くならなくて、心からお喜び申し上げます。

是非、各自自治体に、職員、特に自治体の職員の皆さん、インフルエンザにならないように総務省からも呼びかけをお願いしたいと思います。

時間が十分でありますので、今日は、豪雪被害への対応と、あと震災復興特別交付税、この二点について集中的に質問させていただきます。

御存じのように、今年の東北、北海道を中心として、いわゆる豪雪地帯でございますが、ちょうど昭和四十八年の四十八年豪雪というのがございます。そのときは実は十三人お亡くなりになっております。今回も、私も横手に一月十九日に行つてまいりましたが、市内では一メートル六十、累積で六メートル五十という雪が降つておりまして、私がお邪魔したときは二人お亡くなりになって、その後、昨日横手市長にお電話したら、更にお二人亡くなったということで、実はこの四十八年豪雪に匹敵する、若しくはそれ以上の豪雪になるかもしれないと、そんな状況でございます。

まず、お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈り申し上げ、さらに、被害に遭われた方々にお見舞い申し上げる次第でございます。

そこで、あわせて、二月一日も実は私、空知です、あの豪雪地帯もちょっと見てまいりました。そこで、国会に戻りまして早速、総務省に対しての除排雪費用の確保、これをお願いして、あわせて、太田国土交通大臣にですが、国交省としての対応も要請しました。国交省としては、現地で不足しております除排雪機械、これを早速手配していただいているということで、その感謝の意をいただいております。

その一月十九日の視察のときであります、横手市の高橋市長ですが、お会いしたときに、ちょうど、いわゆる豪雪地帯ですから、予算にしっかりと

りとその手当てはしているんですが、早速なくなつておりまして、それで、一月二十一日に更に除雪予算ということで五億円の追加補正をしたんですが、実はこれももう底をついたと。

こういう状況でありまして、まだ三月まで時間がありますので、大臣、こういう非常に今年みたいな大変豪雪が多い、なかなか三、四年ずっと続いていて、私も見てみると、今回の、今回というか、豪雪も、去年の夏、あの集中豪雨でかなり激甚災害がありました、雪も集中豪雪になつてきておりまして、また集中的に、かつ多少の広域と、こういう大きなやっばり気候の変化も感じます。それだけに、こういう状況で、特別交付税は三月末なんです、どうしてもそれですと自治体が資金繰りに大変だということで、その前倒しも含めて、そういう特別交付税の確保ということがお願いできないかという要望なんですけど、いかがでしょうか。

○国務大臣(新藤義孝君) 委員の今のいろいろと現地においてをいただいて状況を見ていただいたことは、本当に有り難く思います。

実は、政府もこの情報を非常に憂慮しておりまして、昨日、内閣府の担当副大臣に現地を行つてきてもらつております。秋田の方を回つてきましたが、非常に厳しい状況だと。そして、実は今朝の閣議で防災担当の古屋大臣の方から、この豪雪に対する対策を是非早期にしてほしいと、こういう御要望を閣議でも我々はいただきました。私は、実態を踏まえて、そして自治体の財政運営に支障が生じないようにこれはやるということでお答えをしたところであります。

いつの時期にどのように配るかは、少なくとも特別交付税がそのためにございますから、その算定をして、あとはやはり状況に応じてやっていかなくてはいけないということでありまして、私たちが状況は承知しながら、逐一注視をしてまいりたいと、このように思います。

○若松謙維君 私の趣旨を御理解いただいた上で、いわゆる仮払いなり前払という、そういう資

金繰りも是非検討していただければと思います。同時に、現在、その後ちよつと雪が弱くなったということで、今、一時期百十センチメートル、それがここの二、三日でまた百五十センチを超えて、今も大変な寒波ですので、こういう状況で、私もリンゴ園へ行つてまいりましたら、もう大変な枝が折れていると、こういう状況ですので、なかなか豪雪の場合には激甚災害指定がなりにくいということもあるんですが、私は、夏の集中豪雨のいわゆる豪雪版ではないかということも考えますと、是非ともこの激甚災害指定も視野に入れて、迅速な対応を是非内閣にお願いしたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人(日原洋文君) お答えいたします。委員御指摘のとおり、融雪による災害におきましても公共施設が被害を受ける場合がございます。そうした場合には、被害の状況に応じまして、激甚災害の指定ということが可能ということになってございます。

最近の十年間で見ますと、平成十六年、十七年及び十八年の災害につきまして、市町村を単位とします局地的な激甚災害、いわゆる局激を指定しているところがございます。雪につきましては解けてみないことにはなかなかその被害の状況が分かりませんので、今後とも被害状況を注視いたしまして、基準に達しましたら迅速かつ速やかに適用してまいりたいと思っております。

また、先ほど新藤大臣からお話いただきましたけれども、副大臣が昨日現地へ調査に入り、また、今朝、午前中に関係省庁を集めて関係省庁の災害対策会議を開きまして、今般の豪雪に對します対策に遺漏なきよう改めて確認したところでございますので、改めて御報告させていただきます。

○若松謙維君 是非、気候、刻々変わりますので、先ほどの北海道の空知等も含めて、よろしくお願いたします。

復興庁にお伺いしますが、この震災復興特別交付税、これは昨日の補正予算ですか、追加前の金

額が、二十四年度からの繰越しが六千七百四億円、二十五年度当初予算額が六千五百三億ということで、合計一兆二千七百五十七億円、これが今回の審議になっているわけでありまして、そこで、九月に震災復興特別交付税の交付ということ、二千五百一億、こういう状況であります、非常にこういう、一時的に見ると財源があるということなんですけれども、一方で、昨年の二月のこの委員会でも質疑がありましたが、いわゆるこの交付の状況というふうに鑑みますと、特に新藤大臣、直轄・補助事業の進捗が遅れているという認識を示されまして、その上で、国による交付決定が予算時の見込みに達していないということが重要なポイントと、こう答弁されております。

ですから、こういう状況は、私も福島選出でありますので、やはりどんどんどんどん進めていただくと、この被災地の感情でもありますので、そういった状況においてどのようにされているのか、御答弁いただきたいと思ひます。

○副大臣(浜田昌良君) 復興事業の進捗につきまして御質問いただきました。

その円滑な推進、加速化へ向けまして、公共インフラ関係の事業計画、工程表等を策定いたしまして、進捗管理確認等を行うとともに、円滑な施工確保へ向け、人材、資材の確保を図るため、設計労働単価の引上げや生コンプラントの増設等、必要な措置を講じてまいりました。

特に、従来遅れが指摘されておりました住宅再建・復興まちづくり関係でございますけれども、これにつきましては、復興大臣の下に住宅再建・復興まちづくり加速化のためのタスクフォース、これを設置いたしまして、現場主義の下、四度にわたる加速化措置を打ち出しまして、市町村をきめ細かに支援しているところでございます、単に支援といひましても、人材の面、特に被災自治体に対しては、人手が足りないところもありましたので、全国から官民挙げて二千人以上の応援職員も派遣されているところでございます。これらによりまして公共インフラの復興は本格化してま

いつておりまして、住宅再建・復興まちづくりも進み出しました。

一つの例でございますけれども、防災集団移転促進事業、これにつきましては、一昨年の末、二十四年十二月末現在では四十地区しか工事着手がしておりませんでしたが、昨年末では二百九十二地区、七倍の工事着手も始まりました。これは全体のうちの八七％でございます。

今後とも、これまでの加速化措置を着実に実施し、事業進展や社会状況の変化に応じて柔軟に迅速にこの復興加速化を図ってまいりたいと、そう考えております。

○若松謙維君 時間ですので、一日も早い復興進捗をお願いして質問を終わります。

ありがとうございます。

○渡辺美知太郎君 みんなの党の渡辺美知太郎です。

今委員会に取り上げられている地方交付税法の一部を改正する法律案については賛成でありますので、今日は本法案にも含まれる震災復興特別交付税を中心に質問をさせていただきます。

除染の話をしていただきたいのですが、御存じのとおり、環境省は国直轄とは別に自治体が行う除染費を負担しており、これまで約五千億円を予算化しています。ただ、福島県外では公共施設などを除いて高圧洗浄や土の剥ぎ取りを認めておらず、関東を中心に基準外除染を行う自治体が相次いでいます。

そこで、総務省は、この震災復興特別交付税や特別交付税を用いて年一ミリシーベルト未満の自治体など環境省の補助対象外の除染を支援しています。震災復興特別交付税は、被災団体である九県二百七十七市町村に対して、二〇一一年以降、震災復興特別交付税のうち約四十億円を除染のために支出しています。

そこで、環境省では除染費用を東京電力に費用請求することが法律で決まっていますが、総務省は、除染費、あなたが負担をするのか決まっていますでしょうか、伺います。

○政府参考人(佐藤文俊君) 原子力発電所の事故に伴って、関係府省において様々な対応が取られております。今御指摘の除染については、除染特措法に基づいて環境省が事業を実施しておりますし、また、地方単独事業については、我々が総務省において震災復興特別交付税などによる財源手当てをしております。そのほかに、文部科学省や厚生労働省においても災害復旧事業として行われているものがあるというふう聞いております。

さらに、除染以外でも、帰還支援ですとか健康対策、風評被害対策など様々な対応が行われております。これらのうち、除染特措法に基づく除染と中間貯蔵施設の費用以外のものについては、この費用の求償についての政府の方針がまだ決まっていないということでございますので、今後、政府全体として検討していかなければならないと考えております。

○渡辺美知太郎君 是非、国民に説明できるようにしっかりと議論をしていただきたいと思っております。今日は、除染関連ということで環境省さんにもお越しいただいています。環境省に伺いますが、高圧洗浄や土の剥ぎ取りは福島県外でも一部線量が高いホットスポットなら認めています。そこで、そもそも環境省ではホットスポットとはどのように捉えていますか、定義などを教えていただけますか。

○政府参考人(小林正明君) 今御指摘のホットスポットでございますが、環境省が作成いたしました除染関係ガイドラインにおきまして、放射性物質を含む雨水排水によって土壌などが高濃度に汚染され、周囲と比べて放射性セシウムが濃集、濃く集まっている、こういう蓋然性が高い地域というように定義をして運用しているところでございます。

○渡辺美知太郎君 一般家庭を想定した場合、ホットスポットの認定は一番広くてどの辺りまでを想定していますか。

○政府参考人(小林正明君) ホットスポットの判

断は丸ごと一軒の住宅というような形ではございませんで、側溝ですとか、それから雨どい下の局所的な地域などを個別に判断をしているものでございます。場所的には、そうした場所でありまして、一般的には雨どいの下ですとか、いわゆる排水口、こういったところから数十センチ程度というのが通常というふうに考えているところでございます。

○渡辺美知太郎君 今地域とおっしゃったんですけれど、例えば自治会のようなエリアで捉えていることはありますか。

○政府参考人(小林正明君) 市町村除染の場合は、広くどの町が線量が年間で一ミリ以上かというようなことで場所を指定をいたしまして、それから具体的に市町村におきまして濃度を測って具体的な場所を絞り込んで、濃度が高いところをやっていたと、そういうような形になっておりますので、ちょっと市町村によってそれぞれ区々になっているところがございます。

○渡辺美知太郎君 私がなぜこのような質問をするかというと、除染への取組の際に、ホットスポットについて明確に定義付けがなされていないと一般の方々に誤解を与えてしまうと思っております。

ホットスポットというと、今おっしゃったのは局所的な部分部分のところを指していると思うんですけれども、多分一般的に部分部分というよりはかはエリアで捉えている方が多いと思うんですね。報道でも、例えばホットスポットと言われるどここの地域といった使い方もされます。先ほどおっしゃったいわゆる放射性物質汚染対処特措法の基本方針、あるいは除染関係ガイドラインの中で高線量メニユーと低線量メニユーが定められています。

例えば、これはどこでもいいんですけれども、ある県で、いわゆる低線量メニユーしか受けられないが、あるエリア、地域ですね、地域だけ放射線量が高くて、お子さんのいる御家庭は何か表土除去や土壌の天地返し、いわゆる高線量メ

ニユーを受けられないかと例えば議員が質問した場合に、ホットスポットにつきましては除染関係ガイドラインの中で必要に応じて高線量メニユーも認めているところがありますと答弁があった場合、今の答弁は実際にあった答弁なんですけれども、一般の方は、何だ、ちゃんと一定の地域について高線量メニユーでやってくれているんだなと思ってしまうですね。

ところが、私も実際に除染の現場にも何度も足を運んでいるので分かるんですけども、確かに低線量メニユーのところでも一部というか一か所だけ高線量と同じ箇所があるんですね。それは縦どいの汚泥の除去なんです。雨水を集めて庭の土に捨てると。そこだけは確かに高線量メニユーと一緒になんです。

先ほどの答弁だと、住民としては縦どいの汚泥の除去だけをしてほしいのではないと思うんですね。やっぱり表土除去や天地返しをしてほしいと思ってしまうんです。縦どいだけではやっぱり線量が下がらないと思うので、是非ともこのホットスポットの定義もしっかりとしていただいて、除染に取り組んでいただきたいなと思います。

せっかく環境省さんにもいらしているんです、もう一問だけさせていただきますかと思っております。

新聞報道によると、住宅除染をめぐる、福島県内で認められている国の高線量メニユーへの費用補助が福島県外では一部しか認められていない問題で、井上環境副大臣は十二月二十四日、栃木県宇都宮市で開かれた指定廃棄物の市町村長会議後の記者会見で、住民が心配するという意味では指定廃棄物と共通、首長から御意見をいただいていたので改めて検討すると、再検討する考えを示した。

この記事からもう二か月近くもたっておりますので、この再検討の結果を教えてくださいませんか。

○政府参考人(小林正明君) 今先生から御指摘ございました副大臣の発言について、十分承知しているところでございます。また、関係の町とは、

これは時間を掛けていろんな協議をしてきているところでございます。

もう先生よく御承知のとおりでございますが、特に福島県外につきましては、線量が高いか低いということではパターンを分けてまして除染のメニューを当てはめているところでございます。これは、なるべく効果的、効率的に進めたいということをやっているわけでございます。

特に栃木県内の市町におきましていろんな御要望もございまして、この副大臣発言も含めまして、こういったことも一つの契機といたしまして、十分今意見調整を図っているところでございまして、引き続き関係機関と連携してしっかり検討していきたいと考えております。

○渡辺美知太郎君 今日総務委員会ですので、総務省の話に戻ります。

本法案は、東日本大震災に係る復興事業等の実施のため、震災復興特別交付税を五百七十四億円増額するとともに、復興事業等の実施状況により、平成二十四年度の不用となった八百五十五億円について減額するとありますが、これは、該当する事業がなかった、あるいは申請が思ったより少なかったという理解でよろしいですか、伺います。

○政府参考人(佐藤文俊君) 震災復興特別交付税につきましては、被災団体における事業の実施状況に合わせて決定をし、配分をしております。この震災復興特別交付税は、特別会計に関する法律に規定がありまして、翌年度にのみ繰り越すことが可能とされております。

今御指摘の予算は、平成二十三年度第三次補正予算に計上した震災復興特別交付税、これは一兆六千六百三十五億円でございますが、これが復旧復興事業の実施状況により交付した結果、その中には地域における合意形成の遅れなどから事業が進んでいないというようなものがありまして、結果的に交付額が予定額よりも少なくなりまして、これは、一部は二十四年度に繰り越して使用し

ておるわけですが、先ほどの特別会計法の規定によれば、更に余ったものを二十五年度に繰り越すことはできないということですので、今回のこの八百五十五億円は不用額として減額をするということにしたいものでございます。

○渡辺美知太郎君 御答弁をいただきました。繰り越せないというルールについては私も存じております。ただ、実際はこの八百五十五億円、復興事業はもう間に合っているよという意味ではないと思うんですね。

そこでちょっと御相談なんですけど、例えばこの八百五十五億円を、さっき申し上げた、場所によつては一部高線量メニューが福島県外でも使えるような柔軟な取組はできないものか、お尋ねしたいんですね。

もちろん、この震災復興特別交付税で除染として使われるのは、原則として高線量メニューや低線量メニューも適用できない地域、つまり環境省の支援が面として捉えた場合に、震災復興特別交付税による除染が基本的には点を想定していることは私も存じております。しかし、低線量メニューの地域で一部どうしてもやはり高線量メニューをしないと放射線量が下がらないという地域があります。例えば栃木県の那須塩原市は、市独自に福島県並みの住宅除染を、これ市が自腹で行っているんですけど、除染の費用は既に執行したもので二十三億円払っています。また、那須町も住民が自ら行った除染費の八割、上限があつて二十万までなんですけど、これを補助する独自事業をつくって四・五億円を計上しています。自治体で考えると二十三億円や四・五億円という金額は大変な負担であります。八百五十五億円と比べるとはるかに小さな額だなと思います。

もちろん、この金額をそのまま流用してほしいとは言いませんし、元々、総務省としては、除染は環境省がメインであると考えているとは思いますが、やはり、例えば範囲を除染に関しては拡充していただいたりして柔軟に取り組んでいただければ、ちよつと大臣の見解をお伺いします。

○国務大臣(新藤義孝君) これは、できるだけ私たち、地方の自治体が自主的にやっていることも含めて、基準を設けてやらせていただいているわけでありまして。でも、今のお話の那須塩原と那須は、実はやっていることが違いますよね。ですから、それぞれ皆さんいろんなことをおやりになつていて、やはり一定の基準があつて、そしてまずはこれ国が全部やりますよ、その適用外であつても線量の高い地域についてはやりますよ、こういう重層的にしているの、あとは個別のいろんなことは事情をよく聞いた上でやっていくかな、くちやいけないことだと、このように思うのであります。

しかしこれは、やはりルールというものにはある程度公平なものをつくっていかなければいけないと。しかし一方で、地元への心配がある。その中で、適切に我々もいろんなものを情報収集しながら検討してまいりたいと、このように思っています。

○渡辺美知太郎君 今大臣からも御答弁いただきました。もちろん、ルールがあるというのは私も存じています。しかし、結局、低線量でも救えない、震災復興特別交付税でも救えないという地域があるのは事実なんです。それについてはやっぱり縦割りではなくて、環境省あるいは総務省が前向きに是非検討をしていただきたいなと思っております。

時間になりましたので、私からの質問は以上とさせていただきますが、この震災復興特別交付税、総務省でもより使いやすく、分かりやすく改善の努力をされていることは私も分かつております。しかし一方で、まだ十分に理解していない自治体もありまして、ああ、やっぱり震災復興特別交付税の申請をしていけばよかったのになと思うようなケースもありました。また、重要なのは、被災者にとっては環境省、総務省といったどちらの管轄であるということは関係がないと思っております。より柔軟な震災復興に御尽力いただけるよう要望いたしまして、私からの質問とさせていただきます。

ありがとうございます。

○吉良よし子君 日本共産党の吉良よし子です。初めに、新藤総務大臣に伺います。

地方自治体は、住民の暮らし、福祉、そして財産を守る役目があり、地方自治体が事業を実施する場合、住民との合意を得た上で実施すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(新藤義孝君) それは地方自治体に限らず、行政というものはそのようなものを基本に、対象の住民、その地域の方々の意見を十分に踏まえた上で進めていくことだと思っております。

○吉良よし子君 今日、私は、東京都江戸川区で高規格堤防、いわゆるスーパード堤防事業と共同で進められている北小岩一丁目東部地区、通称十八班地区の土地区画整理事業について取り上げます。

この事業についてはこれまで国会で取り上げられてきましたが、昨年五月、国土交通省関東地方整備局と江戸川区が共同事業とする基本協定を結びました。これに基づく事業計画の変更案が一月十四日に出され、本日二月七日まで縦覧、二十一日までに東京都に変更案への意見書を出すことになっております。この縦覧は土地区画整理法五十五条に基づくもので、提出された意見書は東京都都市計画審議会での審査が必要とされております。

こうした一連の手続が必要なのは、地権者が多く、その権利変更を伴う事業計画には慎重な議論と合意が必要との前提があるからと考えますが、国土交通省、いかがでしょうか。

○政府参考人(望月明彦君) お答えいたします。ただいま議員の方からお話がありました手続につきましては、区画整理事業の実施に際して、関係権利者の権利保護の観点から定められた手続であります。

○吉良よし子君 権利保護の観点からということですが、江戸川区による事業の進め方は、そうした住民合意に基づくやり方だという前提から見えて異常です。

本来、この計画変更に見解を言うべき住民の立ち退きが今既に始まっているんです。昨年五月の基本協定の後、区は国と協議を進める一方で、七月十六日には、十二月十六日、その五か月後までの住民立ち退きと住宅の除却を求める、その期限の翌日十二月十七日には立ち退いていない住民に一月三十一日までの除却を求める催告書を出し、催告書の期限後の二月三日には建築物等の除却についてと題した文書で、事業工程に支障があるから早く除却をと、約半年という短い期間で住民の立ち退きを迫っています。私も先月、この現場に伺いましたが、お配りした資料のとおり、ほとんどの住居が残っていないという状況です。

そもそも、スーパ一堤防と土地区画整理事業計画が持ち上がった二〇〇六年当初から、十八班地区の九割近くの住民の皆さんは、住み慣れた土地を離れたくない、あのかスリ一ン台風でも影響はなかった、スーパ一堤防は要りませんと反対でした。

現在縦覧されている計画変更の内容は、工事終了後に現地が高規格堤防特別区域となり、土地の利用法が従前と変わってしまうという重大な変更内容です。これに反対意見が多数出されて、それを受けて東京都の都市計画審議会が計画変更が認められないという可能性も否定はできないはずですが、なにより、事業計画の変更に対して意見を述べべき住民や地権者がその前に現場から立ち退かされてしまっている。

十八班地区には五十代から七十代の方も多く、中には、ついの住みかとして暮らしておられたのに、もう工事が終わって生きているうちには戻れない、工事が終わった段階では戻れないと泣く泣く住まいを移した九十代の方もいらっしゃると思います。そんな段階になって重大な計画変更の縦覧、意見募集言われても、住民の意見を、地権者の権利を尊重しているとはとても言えないのではないのでしょうか。

ここで大臣に伺います。十八班地区のような、住民や地権者が意思を反映する機会を事実上奪う

ような江戸川区のやり方は余りにひどいと思いませんか。お願いします。

○国務大臣(新藤義孝君) 私ですか。

○吉良よし子君 はい、是非見解を。

○国務大臣(新藤義孝君) これは都市計画事業だと思えますが、そして、住民の代表である議会がその区の事業についていろいろなチェックをし、そして予算化という手続を踏んで進められてきているものだと思います。

ですから、そういったものにまず、先ほども申しましたが、住民の意見をよく聞いて、そしてその住民の福祉の向上につながる住民自治、そして団体自治が行われるように期待をしておりますし、そのように実際行われていると思っております。

ですから、今意見が相違があるならば、それはよく地元の自治体において話をさせていただき、また住民の理解を得るような努力を続けてもらいたい、このように思います。

○吉良よし子君 住民の理解を得るようにという、努力と言いましたけれども、実際にはこのようにほぼ立ち退かされていると。住民が意見を言いたくても言えない状況にまで追いやられてしまっている。

スーパ一堤防事業については、国も住民の意向を尊重するようと言っているにもかかわらず、そうやって住民が意見を反映する機会を事実上奪っていて、さらには半年という短い期間でその土地から追い出すような暴挙に及んでいるということ、私は到底容認できません。

私も現地を見て実感しましたが、そもそもこのスーパ一堤防という事業は必要ない事業です。にもかかわらず、江戸川区は既に篠崎公園地区に事務所を移して更に区画整理事業を進めるところだと伺っておりますし、スーパ一堤防計画は首都圏と近畿圏で総延長百二十キロメートルに及ぶ計画です。首都圏では江戸川、荒川、多摩川の流域にわたる計画で、十八班地区の皆さんも、うちと同じことをほかの地域で繰り返させてはならないと

おっしゃっていた。江戸川区のみならず地方自治体は、どんな事業であれ、住民の意思や財産権を第一にすべきであるとの姿勢を示すべきであり、今現在行われている十八班地区のような事業手続において民主主義をないがしろにするようなことは絶対に繰り返さないよう強く求めて、私からの質問を終わります。

○片山虎之助君 それでは、質問を始めます。

久しぶりに三位一体改革の話をお聞きしましたので、私もどうも関係者の一人らしいから事実関係だけ申し上げますと、確かにこれを言い出したのは私なんです。名前も私が付けた。平成十四年の春の経済財政諮問会議なんです。そこで滑った転んだいろいろやりまして、やろうと決めてやり出したのは平成十六年から十八年なんです。私は平成十五年の九月に総務大臣を辞めましたからね。私の後は麻生さんなんです。その後は竹中さんですよ。

ただ、私は自由になる金を地方に与えるために考え付いてやったんですよ。地方がおかしくなるようなことをやるわけがない。結果としては、まあ財務省にうまくやられたのかなというところがあるんですが、それはその後かなり修正しましたから、まずそのことを申し上げておきます。

それから、この国会の流行語大賞は責任野党なんです。言い出したのは安倍さんですよ。みんな責任野党の方がいいわね。だから、我が党が野党のときはみんな責任野党だったと言いますよ。

だから、この補正予算や関連二法案ね、まあ責任野党と言ってもらえるなら賛成したいんですよ。本当は。しかし、なかなか賛成し難い。どうも財政規律や財政秩序からいって看過できないのがある。この補正予算には。特に、補正予算の五兆五千億のうちに基金が一兆二千億あるんですよ。しかも、筋の悪いものが相当ある。当初ののせられないものを、来年度の、それを補正にまくっている。一遍やめたものを入れたり、こんなことをしちゃいけませんよ。

それからもう一つ、復興特別法人税を一年前倒

しでやるでしょう。これは大議論があつて、我々は反対なんだけど、しかしそうすると金が足りなくなるんですよ。その金をですよ、二十五年度の剰余金から八千億取って、それを繰り越すんですよ。一年前倒しは来年度からやるんです。会計年度独立の原則どうなるんですか。こんな小細工をやってそれを乱すようなことをやるのはおかしいわ。

だから、そういう意味で、ほかにもありますよ、補正予算案には反対なんだけれども、財務副大臣、いかがですか。

○副大臣(愛知治郎君) お答えさせていただきます。

本補正予算は、消費税引上げを本年四月に控えておりまして、それに伴う反動減の緩和と成長軌道への早期の復帰を目的として編成したものであり、施策の内容も来年度前半に需要効果拡大を発揮するものに重点化しております。この点については御理解をいただいていると思います。

ただ一方で、御指摘いただいた基金なんですけれども、まず、この中で基金の積み増しも行っております。ただし、これは、来年度以降まで事業が継続し、各年度の所要額が見込み難いといった施策のうち、本年四月以降早期に効果を発揮するものやその後の経済の成長力の底上げにつながると思われるものに限定して計上を行ったものであります。

例えばなんです、ものづくり補助金の場合、実際の支出は翌年度以降に行われますが、支出前の事業採択の時点で民間投資を促す効果が高いため、基金という形で今回の補正予算に計上させていただきました。

○片山虎之助君 もういいです。

○副大臣(愛知治郎君) また、もう一点、復興特別法人税について御指摘がありましたので、簡単にお話ししたいと思います。

まず、被災地の御理解を得る観点から、一刻も早くまず財源を確保しなければいけないということ、二十六年度の予算を待つことなく補正予算

で財源を繰り入れることが適正と考えております。また、御指摘いただいた会計年度独立の原則との関係では、歳入面を見ますと、二十五年度中にこれは確定した二十四年度決算における一般会計の剰余金を財源としております。また、歳出面を見ますと、二十五年度において復興債の償還、減額をすることとしており、平成二十五年度の歳入をもつて平成二十五年度の歳出を支弁をしており、問題はなとと考えております。

○片山虎之助君 問題大ありなんだよ。本年度が予定より税収が伸びたから、基金という形で隠し預金やっているんだ。シーリングを外して、しかも基金なんかの実際の運用は国会はチェックできないんだから、ほとんど、多年度にやるんですよ。そんなことを財務省が奨励しちゃ駄目よ。財務省がまあ言い付けているとも思わないけれども、いや、困ったものだ。

そういう意味では交付税も同じですよ。交付税も二十五年度に、ここは国税が伸びたから交付税も増えるわけですよ。それは、本来ですよ、半分ぐらいは、全部ないしは半分は繰上償還とか、今、財対債がどんどんどんどんたまって四十五兆円ですよ。どんどんどんどん増えているじゃないですか。どうするんですか。これは、皆さんは、交付税の形を変えたもので、必ず将来交付税で返すと言っているんですよ。財源の当てなんかあります。全くないないんですよ。だましているんですよ、地方団体を。

これ、何でその半分でも全部でもそっちへ回さないの。大臣、どうですか。まあ局長もおるか。また長くなるな。大臣、どうぞ。

○国務大臣(新藤義孝君) これは、財政再建をしないではいけない、そしてそれは国、地方が共に共通の課題であるわけです。ですから、今、片山先生がおっしゃるように、それができるならば、そういう財源の余裕があるならばやればいいというふうに思います。かつて私も少し調べましたが、さすが片山大臣のとき、少しだけやっています。でも、とても少しです。

結局は、経済を活性化させて財政を安定化させる、それから歳出削減をして無駄を取り除いて、その中から必要なお金を用意して返すべきものは返すと、これをやっていかなくてはいけないわけです。しかし、今回の場合は、確かに一時お金が少し残りましたが、翌年度に巨額の財源不足がもう分かっているわけでありまして、ですから、そういうものはやはりやりくりを、翌年度の財政運営に負担が軽くなるようにという工夫はやはりこれは最優先として取らざるを得ないんじゃないかな。

目指すべき方向としては、これはやはり財政再建のために、余裕のできたものは使ってしまうのではなくて、過去の借金の返済に充てるのは、これはよく考えるべきことだと私も考えております。

○片山虎之助君 こんなことをやったら国も地方も共倒れになるわね。やりくり算段の自転車操業でしょう、財政は。国もそうですよ。私は地方だけが悪いと言わない。それは国も良くない。それは地方も同じで、こんなことを続けていつていいんだらうかという。やつと消費税を五を一〇にするということですよ。まあ、一〇になるかどうかは別にして。しかし、このままでいつたらずるずる同じことが繰り返されますよ。社会保障費が自然増が二兆円でしょう、国と地方で。三兆円という説もあるんですよ。どんどんどんどん、これ以上これを賄えるわけがない。

そこで、今日は復興庁、来られていますか。復興庁、復興庁は予算がじゃぶじゃぶなんですよ。繰越しと不用額を入れたら三五%ですよ、例えば二十四年度は。どういうところに原因があつて、どうされますか。

○副大臣(浜田昌良君) 今、片山委員から御指摘いただきましたように、復興予算の二十四年度決算では、執行率は六四・八%、未執行額が約三・四兆円となっております。

そういうものかといえば、主にこれはまちづくりや除染実施の関係が中心となっております、こ

れらについては計画策定に、地元の調整に時間が必要というものが原因であると、こう考えております。

こういう状況を踏まえまして、復興庁としましては、例えばまちづくりにつきましては、復興大臣の下にタスクフォースをつくりまして、今まで四回にわたる加速化措置をまとめてまいりました。あわせて、人材不足の問題とか資材高騰の問題もございましたので、職員の派遣等も実施しております。

こういうことを通じまして、より予算の円滑な執行に全力を挙げたいと思っております。

○片山虎之助君 もう時間ないからまた別にしなすけれども、とにかく、それじゃ来年度、不用率や繰越率が物すごく改善したという成果を出してくださいよ。是非、それは副大臣、お願いしなす。終わります。

○又市征治君 社民党の又市です。法案には賛成をしながら、幾つか質問をしてみたいと思います。

先ほど来出ていますけれども、近年、多額の交付税が翌年度に送られていることについて昨年も私は質問をいたしました。昨年度の大臣の御答弁は、二百九十九億円、今年度に特別に追加して対応すべき需要がない旨お答えがありました。

しかし、地方交付税法第六条の三には、「当該超過額は、当該年度の特別交付税の総額に加算するものとする。」こう規定をされているわけでありまして、そうしないで翌年に回すというのは、地方の財源を国の財源対策に使う便法ではないかという疑念が地方からも挙げられております。

今年度の超過額一兆一千三百四十九億円、これを来年度に回しても、来年度の地方交付税総額は十六兆九千億円で前年度比二千億円減額されているわけですね。このように、本来、地方の財源である国税収入の増加補正による一兆一千三百四十九億円を国の財源対策として利用していると

の批判に対して、大臣、どのようにお答えになりますか。

○国務大臣(新藤義孝君) これは、巨額の財源不足、これが継続的に発生する、しかも翌年度の財源不足が予測される中で生じた財源については、これは効果的に使っていきたい。そして、地方交付税の財源として活用するための繰越し、これを今までも基本としてきましたし、それを今回もやったということでございます。一方で、これは臨時債であるとかそういう財源不足を縮小してそして臨時債の発行を抑制する、そういったためにもこの財源として活用をしたい、このように思っているわけでありまして。

いずれにしても、継続的かつ安定的な地方財政の運営に資するように様々な工夫をしていかなくはならないと、このように考えます。

○又市征治君 いずれにしましても、総務省が勝手に地方交付税をいじくっているような、そういう批判を招かないようにしっかりと対応いただくように求めています。

次に、一二年度の震災復興特別交付税八百五十五億円の不用額問題、何人から御質問がありますか。

問題は、被災地にとつて震災復興特別交付税が過大であるなどということは全くないわけでありまして、未曾有の大災害を乗り越えての再建、復興ですから、再建計画の立案や事業化等々、様々な困難があるわけですね。現地として使い勝手が良いように、例えばこれは単年度ではなくて何らか特例的な工夫というのはないのかどうか、そういうことを御検討されたことがあるかどうか、その点のひとつ見解をお聞かせしたいと思います。

○国務大臣(新藤義孝君) 私はかつて決算行政監視委員長を務めておりました。そのときにこの復興財源の被災地外流用の問題が出てきて、厳しくこれについては、野党でありましたが、委員長をいただきましたから、厳しく取り扱いました。一番大切なことは、被災地の皆さんにとつて今よりもっと大きな財源が必要となるときが必ず

来るわけです。そのときに、もうお金使つてしまつてなくなつたと、これは許されないうことなんです。でも、地元の皆さんはそれをとて心配されていきます。

ですから、私たちは、ルールにのつとて会計処理はいたしますが、これは、復興に要する費用は必ず何年たつてもきちんと確保して、そしてこれは優先的に使つていただかなければならない、これは日本の国家としての優先事項である、このことは必ず忘れないようにまた引継ぎをしないでほしい、という思いで仕事をしております。すし、その意味で、今委員がおつしやつたような様々な工夫は必要であります、やはり政府として復興をまず第一にしていく、何年掛かつててもきちんと復興する、できるだけそれはスムーズにいくように、最初の混乱がありましたから、これを今必死で整理しながら、少しでも事業の進捗が進むように取り組んでまいりたいと思ひます。

○又市征治君 是非しっかりとやっていただきたいと思ひます。

次に、先ほどの理事会ではNHKの集中審議やりましたよということが合意されましたが、今日、私はその触りの部分、時間がありませんから、お聞きをしておきたいと思ひます。

まず、榎井会長は記者会見の発言のうち、マスコミで報道された次の部分、国際放送は多少国内とは違ひます、尖閣、竹島という領土問題については明確に日本の立場を主張するのは当然のこと、政府が右と言うことを左と言うわけにはいかない、国際放送についてはそういうニュアンスもあると思ひます、外交も絡む問題でし、我々がこう思うからと勝手にあさつてのことを言うわけにはいきません云々という、この部分も取り消すということなのかどうか、まず一つはお聞きします。

二つ目に、もし番組編集の根幹に関わる今のこの発言、これを取り消すというのであれば、何のための会見だったのかと疑念を持たざるを得ません。歴史認識については個人的な見解という言い

逃れというのはあるかもしれませんが、番組の編集方針については編集責任者である会長の個人的見解というのはいり得ないわけであつて、発言の取消しは私ではできないと思ひます。その点についてはどうお考えなのか。

三つ目に、この間NHKは不祥事からの信頼回復に全力を挙げてきたと思ひます。その努力はこの受信料の収入面にも現れてきているらうと思ひます。抗議が殺到しておつて、この数年信頼回復に寝食を忘れて努力をしてきたNHK全職員の労苦をまさに水泡に帰すものではないのか、そういう自覚が会長自身にあるのか、それであつたは今後職員の信頼を得て会長の職務を遂行できるのかどうか、この認識を三つ目にお聞きしておきます。

四つ目に、経営委員長に伺ひます。今述べたように、NHKの信頼回復に努めてきた職員の努力を就任会見で台なしにするような発言をなさる人物を選任された経営委員会の責任というもの、そしてまた同時に会長選任の在り方、加えてNHKの不偏不党、公正中立の姿勢に疑念を生じさせるような一部経営委員の言動について経営委員長としてどのようにお考えか、以上について簡潔にそれぞれお答えいただきたいと思ひます。

○委員長(山本香苗君) まず最初に、榎井会長からお願ひいたします。

○参考人(榎井勝人君) まず、就任会見では、私に不慣れなところは何回も質問をされましたが、NHK会長としての発言と個人的見解を整理し切れないまま発言をしてしまい、誠に申し訳ございませんでした。

個人的な見解を述べた部分については全て取り消したいと思ひます。具体的には、国会で御指摘のあつた慰安婦の問題と特定秘密保護法、靖国参拜、番組編集権、国際放送の五項目でございます。また、今御指摘の御意見をいただいたり、視聴者の皆様から厳しい御意見をいただいたり、海外の様々な反響が寄せられていることは承知しております。今後は公共放送のトップの自覚を持ちまし

て、放送法に沿ひまして表現の自由を確保しながら不偏不党、公平公正を守り、公共放送の使命を果たしていく所存でございます。

また、自由闊達な経営というのが私の経営信条でございます。職員やスタッフとしっかりとコミュニケーションを取りながら、これまで以上に信頼を得られるNHKを目指してまいりたいに全身全霊で務めてまいりたい所存でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長(山本香苗君) 次に、浜田委員長、お願ひいたします。

○参考人(浜田健一郎君) 経営委員会といたしましては、NHKの会長任命という職責の重さを深く受け止め、昨年七月に指名部会を設置して、半年間にわたり審議を行つてまいりました。しかし、この度の榎井会長の発言は、公共放送のトップとしての立場を軽んじた行為であると言わざるを得ず、経営委員長としましては、会長に対して厳しく自覚を促し、説明責任を果たすとともに、事態の收拾を速やかに行うよう要請をいたしました。

また、経営委員の言動につきましては、経営委員の職務として行われるものではない、また個人の思想、信条に基づく発言は妨げられるものではないと考へており、現時点での経営委員の言動が委員会の審議に影響を及ぼしてはならないと認識をしております。

経営委員会は、様々な経験、知識、考え方を持つ多様な委員の合議体であります。委員間の真摯な議論により放送の不偏不党が維持されるよう、委員長として努めてまいりたい所存でございます。

○委員長(山本香苗君) 時間が参つておりますので、取りまとめください。

○又市征治君 今の御答弁についていろいろと様々な意見がございしますが、時間がありませんから次回の集中審議でしっかりと議論をさせていた

NHKの不偏不党、公正中立の姿勢に疑念を抱かれるということが今起こつておる、この危機感

をしつかりと持つてもらいたい、このことだけ申し上げて、終わりたいと思ひます。

○主濱了君 生活の党の主濱了であります。

法案につきましては私の方も賛成と、こういうことになりまふので、それ以外の交付税の問題について伺ひたいと思ひます。

まず第一点ですけれども、平成二十六年の地方交付税の別枠加算の縮小といひますが、これ裏返すと平成二十六年の地方税収についてということになると思ひますが、まずは伺ひたいと思ひます。

平成二十六年の地方交付税は十六兆八千八百五十五億円で、千七百六十九億円、一%下がつていふ。これ、先ほど紹介のあつたとおりであります。財源の一つであります別枠加算は六千五百億円で三千八百億円の減と、これは地方交付税と、それから今申し上げました財源の一つである別枠加算が減であつても一般財源総額が六十兆三千五百億円余りと。約六千億円、一%の増加が見込まれていふと、こういうことでございます。一般財源総額が増加するのは、よく見ますと、地方税の見込額が三十五兆円と、約一兆円、二・九%の増加が見込まれていふからであります。

それで、ここなんです、予算折衝で財務省と総務省の間で二十六年の地方税収について相当議論があつたというふうな報道されております。まずはこのところ、いかなる内容の議論だったのか、これ大臣にお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(新藤義孝君) この別枠加算は、リーマン・ショック後の景気低迷により税収が大きく減少したことなどによりまして財源不足が拡大をした、その状態が続いていることによつて、まず財源不足があることを埋めるためのものであります。そして、その状態が続いてきたから、景気の回復がなかなかできませんでしたから、その状態を継続されてきたわけでありまふ。

しかし、今期、財務大臣の諮問機関でもある財政制度等審議会では、地方税収も一定程度回復したことからリーマン・ショック後の危機対応モ

ドを平時モードに切り替えて別枠加算を廃止すべしと、こういう御意見があったわけであります。しかし一方で、我々とすれば、これは総務省とすれば、地域経済は、全体のマクロ経済の回復の兆しは見えているものの、地域地域の一つ一つの本格的な回復には至っていないと。そして、しかもその前提となる地方税収が回復していない状態でこれをリーマン前に戻せと言われても絶対にはできないと。

だから、したがって、それは地方税の回復次第によってこれはきちんと我々も協力することは協力するが、しかし必要なものは確保していくと、こういう大激論の中で、地方税収の回復程度の勘案をした中でこの六千億円の確保ということになったわけでございます。

○主濱了君 それでは、実績ということでは、平成二十五年度の補正予算、先日成立しましたけれども、五・五兆円の財源の内訳を見ますと、税収が二・三兆円あるんですよ。この税収の中で法人税が一・一兆円、計画額を上回っていると、こういうことであります。中身を見て、どのような企業がプラスの結果を出したのか、それから地方の法人関係税の方はどうか。それぞれ、これは財務省と総務省にお伺いをいたします。

○大臣政務官(山本博司君) 委員御指摘をされておる部分があるかと思えますけれども、日銀短観の経済指標、これを見てまいりますと、中小企業にも明るい兆しが見えておりますけれども、それに先行しまして、大企業の製造業等を中心にして企業業績が相当程度向上しているというふうに認識をしている次第でございます。

今般の二十五年度の補正予算の編成におきましては、こうした経済状況を踏まえまして法人税収の積算を行ったところでございまして、御指摘のあるような形で大企業を中心という部分は一部当たっていると思う次第でございます。

○大臣政務官(伊藤忠彦君) 委員の御質問にお答えをさせていただきます。

平成二十五年度の地方財政計画を立てる段階に

おきましては、地方法人二税の税収見込みを私どもは四・八兆円程度と見込んでおりました。平成二十五年度の十二月の時点で、都道府県及び市町村の徴収実績を基に国税の法人税の動向を踏まえまして平成二十五年度の地方税収を推計をいたしましたところ、地方法人二税の税収は五・一兆円程度に、当初の計画から見ますと二千五百億円程度の増収を今見込んでいるところでございます。

なお、この地方税収の見込額につきましては地方公共団体全体の見込額でございますので、地域における経済の実勢等に差があることに留意が必要であると考えておりまして、今後も税収動向に注視してまいりたいと、このように考えております。

○主濱了君 確認ですけれども、四月一日には消費税率が引き上げられるわけですから、その消費税率が引き上げられたとしても、地方税収全体として一兆円ですよ、一兆円、二・九%を確保できると、こういうふうなお考えでしょうか。少なくとも地方消費税分は間違いなく増になるというのはこれ分かりますけれども、間違いないうふうなことを考えておられるのでしょうか。

○国務大臣(新藤義孝君) 間違いないうちより、我々はそういう見込みを立てているというところでございます。

○主濱了君 仮に、仮にですね、地方税収が計画額を下回った場合、要するに財源不足を生じた場合ですね、これは地方にとつては大変なことになつてしまうわけですが、そういうふうな事態に陥った場合の財源不足、これをいかに補うか、これだけお聞かせをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(新藤義孝君) 地財計画そのものは翌年度の歳入歳出の見込みでありますから、これは増減が生じたとしても地財計画そのものの変更というものは行いません。しかし、実際に地方税に減収が生じた場合には、これは地方団体の財政運営に支障が出ます。ですから、それに必要な補填措置を講じているということでもあります。

したがって、減収補填債を発行する、そして、この元利償還については毎年度の地方財政計画にその全額を計上して償還財源は確保する、そういった中で、実際の景気動向などによつて、特に法人関係の税制はかなり見込みと実態が乖離が出ます。こういうものについて対応というものはこれまでやつてまいりましたし、今後も適切にやつてまいりたいと、このように思ひます。

○主濱了君 これは来年度予算、平成二十六年度予算に関するところでございますので、それについてはまたいろいろお話、意見交換する機会があると思ひますので、そちらに譲りたいと思ひます。

以上で終わります。

○委員長(山本香苗君) 他に御発言もないようです。これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。

○吉良よし子君 私は、日本共産党を代表して、地方交付税法改正案に対する反対の討論を行います。

今、地方財政は深刻な事態に陥っています。医療、介護、子育て、教育等の住民サービスを支えるための資金の不足が大きな問題となっており、地方団体からも地方交付税の法定率引上げなどが要望されています。にもかかわらず、政府は国、地方の折半ルールという小手先のやり方に終始してきました。さらに、政府は、歳出の特別枠と別枠加算の縮減廃止を狙ひ、来年度は三千億円削減しようとしています。

本改正案は、今年度交付すべき地方交付税をこの削減の穴埋めと来年度の地方交付税の総額確保のために二〇一四年度に繰り越すというものです。これは、地方交付税が年度途中で増額となつた場合は、その全額を特別交付税として地方自治体に配分するという現行法に反するやり方であり、認めるわけにはいきません。

そもそも、深刻な地方財政を立て直すためには地方交付税の法定率を引き上げることこそ必要です。今回の補正予算で追加される公共事業による地方負担は約九千億円と見込まれています。補正予算債を使つても地方には新たな起債と負担が求められます。創設されるがんばる地域交付金は公共事業以外の地方単独事業に使うこともできますが、景気回復が波及していない財政力の弱い市町村が行う地域活性化の事業に重点化するとして、全ての自治体が対象とはなりません。今地方自治体が求めているのは、地方単独事業も含め、地域の実情に合ったハード・ソフト事業であり、今政府がやるべきことは、それらの事業を支えるため、今年度増えた地方交付税を現行法にのっとりて交付することです。

なお、東日本大震災の復旧復興事業に対応した震災復興特別交付税の増額は当然です。東日本大震災から間もなく三年、被災者に寄り添つた実効ある復旧復興事業の実施を求めて、討論といたします。

○委員長(山本香苗君) 他に御意見もないようです。これより採決に入ります。

地方交付税法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山本香苗君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山本香苗君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山本香苗君) 委員派遣承認要求に関する件についてお諮りいたします。

兵庫県及び京都府における行財政状況、消防及

び情報通信等に関する実情調査のため、来る二十四日、二十五日の両日、兵庫県及び京都府に委員派遣を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(山本香苗君) 御異議ないと認めます。つきましては、派遣委員等の決定は、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(山本香苗君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時散会

二月六日本委員会に左の案件が付託された。

一、地方交付税法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案

地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)

の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「第八号」を「第九号」に改め、「平成二十三年法律第四十一号」の下に「第九号及び」を加え、「六千五百三十三億二百四十二万二千円」を「六千六百二十七億二千九百五十七万七千円」に改め、同項に次の一号を加える。

九 平成二十三年度総額特例法第一条に規定する平成二十三年度震災復興特別交付税額のうち、平成二十三年度総額特例法第四条の規定により平成二十四年度分として交付すべき交付税の総額に加算され、更に旧法附則第十二

条第一項の規定により平成二十五年度分として交付すべき交付税の総額に加算された額八百五十五億四千五百一十一万九千円

附則第十一条中「及び附則第四条第一項」を「から附則第四条第一項第九号に掲げる額を控除した額及び同項」に、「六千五百三十三億二百四十二万二千

円」を「六千六百二十七億二千九百五十七万七千円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(平成二十五年年度分として交付すべき地方交付税の総額の一部の平成二十六年年度における交付等)

2 平成二十五年年度分として交付すべき地方交付税の総額のうちこの法律の規定による改正後の地方交付税法(以下この項において「新法」という。)附則第十一条に規定する平成二十五年年度震災復興特別交付税額以外の額については、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額以内の額を、同年度内に交付しないで、新法第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でまだ交付していない額として、平成二十六年年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができる。

この場合における平成二十五年年度における地方交付税の交付については、新法附則第十一条の規定にかかわらず、同号に掲げる額から同号ロに規定する平成二十五年年度当初通常収支交付税額を控除した額を普通交付税として交付することができる。

一 新法附則第四条の規定により算定された平成二十五年年度分の地方交付税の総額から新法附則第十一条に規定する平成二十五年年度震災復興特別交付税額を控除した額

二 イ及びロに掲げる額の合算額

イ 平成二十五年年度分に係る新法第十条第二項本文の規定により各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の合算額

ロ 平成二十五年年度当初通常収支交付税額(平成二十五年年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の当初予算に計上された地方交付税交付金の額からこの法律の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項に規定する震災復興特別交付税に充てるため

の六千五百三十三億二百四十二万二千円を控除した額及び地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律第一号)附則第二項の規定に基づき平成二十五年年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算された額の合算額をいう。から返還金等の額(当該地方交付税交付金の額のうち新法第二十条の三第二項の規定により地方交付税の総額に算入する額として同予算に計上された額をいう。以下この号において同じ。)を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額を加算した額

平成二十六年二月二十日印刷

平成二十六年二月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

F